平成２５年（フ）第７号
岐阜県可児市下恵土607番地１タオルミーナ101、前住所沖縄県石垣市字新川439番地２
債務者　友利　　結
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１９号
岐阜県美濃加茂市下米田町則光380番地ヌーベルソレイユ102号室、前住所岐阜県美濃加茂市森山町３丁目４番19号
債務者　星野　政浩
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第７１号
兵庫県西宮市甲子園五番町11番９号
債務者　新城　竜一
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１３号
兵庫県芦屋市陽光町５番１―109号
債務者　鞆　　幸子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３４号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目37番１ー108号
債務者　筒井美喜雄
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６０号
兵庫県芦屋市呉川町５番４号―102号、前住所神戸市長田区高取山町２丁目17番13号
債務者　髙橋　敬子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０１号
兵庫県西宮市上ケ原三番町５番35号アイビーヒルズ上ヶ原204号
債務者　吉田　治雄
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７号
鳥取県鳥取市正蓮寺136番地11　第２寿ハイツ202号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町浜坂1616番地３
債務者　濱本　光夫（旧姓岡本）
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市佐治町高山815番地４
債務者　小谷　奈未
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５０号
広島市西区天満町10番４号
債務者　吉本　博美
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６号
広島市中区鶴見町６番26―502号
債務者　山崎　　弘
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬94番地６
債務者　斉藤　秀則
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
長崎県長崎市鳴滝１丁目11番８号
債務者　立石真奈美
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷134番地３　三井アパート
債務者　荒野　大樹
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
北海道小樽市桜２丁目17番８号
債務者　佐藤　　香
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２６号
北海道小樽市若竹町32番37号
債務者　小林　正樹
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３２号
北海道小樽市富岡２丁目25番８号
債務者　中田　晴裕
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３４号
北海道小樽市豊川町４番26号
債務者　酒井　　稔
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部